

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

### 広島県人事委員会規則第十七号

#### 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成七年広島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表第十二号の項中「出産予定日の前日」を「入院等の日」に改め、同表第十四号の項中「一年三月」を「一年六月」に改め、同表第十五号の項を次のように改める。

<p>十五 配偶者、父母、配偶者の父母若しくは子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この項において同じ。)を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため(中学校就学の始期に達するまでの子(以下この項において「中学校就学前の子」という。)を養育する場合にあっては、当該中学校就学前の子の看護のため)、又は中学校就学前の子を養育する職員が当該中学校就学前の子について次に掲げる事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>イ 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p> <p>ロ 感染症の予防のために在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話</p> <p>ハ 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席</p>	<p>一の年において五日(ハに掲げる事項を行うために休暇を受ける場合にあっては、そのうちの二日)を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。ただし、中学校就学前の子を二人以上養育する場合には、基本日数に当該中学校就学前の子の看護又は当該中学校就学前の子についてイからハまでに掲げる事項を行うために五日(ハに掲げる事項を行うために休暇を受ける場合にあっては、そのうちの二日)を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。</p>
--	---

#### 附 則

この人事委員会規則は、平成二十六年一月一日から施行する。